

— 中小企業経営強化税制 —

製品の購入において一定の条件を満たした場合に税制上の優遇措置が受けられる制度です！

・法人税の優遇措置 → 即時償却(全額損金可能)又は所得価格の10%の税額控除

※ 即時償却は今年半分、翌年半分とすることも可能です

※ 法人税について、即時償却または取得価額の10%の税額控除が選択適用できます(税理士さんにご相談の上、お決め頂く必要があります)

適用期間：平成29年4月1日～令和9年3月31日



対象のグッドマン製品



アクアスキャン 620L



ハイドロトレーサー HT-67



ハンター TG

●対象製品の証明書発行について ——— 証明書の発行はグッドマンへお申し込みが必要です(有料) ———

中小企業経営強化税制の生産性向上設備・固定資産税の軽減措置の対象設備を取得する経営力向上計画を申請される方は、計画申請の際、工業会等による対象製品の証明書を取得する必要があります。

※ 証明書は申請してから発行されるまで約2～3週間かかりますのであらかじめご了承ください

税制措置・金融支援活用についての詳細はこちらのURLからご確認をお願い致します。

<http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/index.html>
(★中小企業庁HP → 経営サポート → 経営強化法による支援)



https://www.chusho.meti.go.jp/keiei/kyoka/pdf/tebiki_zeiseikinyu.pdf
(★中小企業庁HP・金融支援活用の手引き)



探索機のグッドマン 検索
www.goodman-inc.co.jp

0120-26-5527
TEL.045-701-5680 / FAX.045-701-4302

総発売元
株式会社

グッドマン